

令和 3 年 度
有間野区住民自治協議会
総 会 資 料



議事

- (1) 第1号議案 令和2年度事業報告について
- (2) 第2号議案 令和2年度決算報告及び監査報告について
- (3) 第3号議案 会則変更について
- (4) 第4号議案 役員と委員の承認について
- (5) 第5号議案 令和3年度事業計画 について
- (6) 第6号議案 令和3年度収支予算計画書 について

第1号議案

令和2年度 事業実績報告

実施日	事業名	事業内容
地域振興部会		
7月下旬～8月初旬	夏季環境美化運動	各所清掃作業等、地域の美化運動
3月	防災訓練	訓練は中止とし地域防災計画書を作成・配布
7月・10月	3世代交流会、子ども活動支援	グランドゴルフ大会等、世代間交流
10月	敬老事業	参加者による会食・対象者への記念品贈呈
中止	地域づくり推進活動	3月予定も中止（社会福祉協議会助成金返金対応）
9月・11月・3月	災害対策・防災用品購入	消火ホース格納箱、携帯用浄水器購入
環境福祉部会		
通年	白楽会活動	総会・奉仕作業、グランドゴルフなど
隔月	ふれあいサロン	ふれあいサロンの（老人の集い）催し物
随時	花広場活動	花壇へ苗植え付け、及び維持管理
7月10月	公園除草	有和会による有間野公園除草（ササユリ保護）
教育文化部会		
12月下旬	門松作成	有和会による門松作成
1月1日	元旦駅伝	有和会による親睦駅伝の開催
隔月	ぎんなんクラブ活動	隔月開催のサークル活動
中止	寄せ植え教室	コロナ禍により中止
通年	卓球同好会活動	スポーツ推進、体力、健康維持
中止	健康ウォーキング	コロナ禍により中止
補助金		
3月	自治会事業補助	有上組非常灯・耐火カーテン更改に適用
11月	体育振興会助成	飯南地区体育振興会への補助
事務局費		
通年	事務費	備品（レーザープリンタ・ビデオカメラ購入）他

第2号議案

令和2年度 収支決算書

令和3年3月31日

収入

科目	予算現額	決算額	収入内容(名称・相手方・金額詳細など)
前年度繰越金	136,553	136,553	令和元年度繰越金
住民協議会活動交付金	1,061,000	1,061,000	松阪市より活動交付金
地域敬老事業推進特別交付金	200,000	200,000	松阪市より地域敬老事業交付金
助成金	150,000	150,000	社会福祉協議会(100,000円)有間野区(50,000円)
雑収入	10,000	6	預金利息
収入合計	1,557,553	1,547,559	

支出

(大分類) 部会名等	予算現額	決算額	(小分類)		事業番号	事業名
			内住民協議会活動交付金額	内地域敬老事業推進特別交付金額		
地域振興部会	25,000	26,520	26,520		1	夏季環境美化活動
	30,000	7,019	7,019		2	防災訓練
	25,000	15,898	15,898		3	3世代交流・子供活動支援
	250,000	203,975	3,975	200,000	4	敬老事業
	50,000	0	0		5	地域づくり推進活動
	200,000	242,963	145,963		6	災害対策・防災用品購入
(小計)	580,000	496,375	199,375	200,000		
環境福祉部会	60,000	60,000	30,000		7	白楽会活動
	20,000	20,000	20,000		8	ふれあいサロン
	30,000	29,853	29,853		9	花広場活動
	10,000	14,950	14,950		10	公園除草
(小計)	120,000	124,803	94,803	0		
教育文化部会	10,000	5,940	5,940		11	門松作成
	30,000	25,933	25,933		12	元旦駅伝
	20,000	20,000	20,000		13	ぎんなんクラブ活動
	15,000	4,752	4,752		14	卓球同好会活動
	35,000	0	0		15	寄せ植え教室
	20,000	0	0		16	健康ウォーキング
(小計)	130,000	56,625	56,625	0		
補助金	100,000	53,000	53,000		17	自治会事業補助金
	2,000	1,667			18	体育振興会補助金
(小計)	102,000	54,667	53,000	0		
事務局費	480,000	222,480	222,480		19	事務局人件費
	100,000	174,184	130,197		20	事務費
(小計)	580,000	396,664	352,677	0		
その他	45,553	0	0		21	予備費
	0	50,000	0			社会福祉協議会助成金下半期分返金
	0	47,000	47,000			自治会事業費補助金返金
	0	257,520	257,520			事務局人件費返金
(小計)	45,553	354,520	304,520	0		
支出合計	1,557,553	1,483,654	1,061,000	200,000		

収入決算額-支出決算額=63,905円 は次年度会計に繰り越します

積立金通帳残高=453,248円

令和2年度会計 柳瀬 ひとみ



会計検査の結果、諸帳簿の記録。領収書の保管が正確であることを認めます

令和3年3月31日 令和2年度会計監査 小林 健三



森本 和彦



第3号議案

「有間野区住民自治協議会会則」 (別紙参照)

主な変更箇所

第1条 本会は有間野住民協議会⇒有間野区住民自治協議会 (以下、「本会」) という…

第2条 …に基づき、持続的な協働の地域づくりを進め を追加

(3) 行政と地域が一体となり⇒地域住民が一体となり

第4条 …事務局は…⇒事務所は飯南町有間野「有間野区住民自治協議会会長宅」に置く

第5条 (1) 基本協定書に関する業務 を追加

(4) 地域住民の知識と…⇒ (5) 歴史、伝統継承、生涯学習等の文化事業

(7) 地域計画の策定に関する事業 を追加

(6) 防災に関する…⇒ (8) 防災、防犯、交通安全に関する…

第6条 …の組織に基づき、本会の地域計画の策定、 を追加

(部会) ⇒ (部会の構成)

第7条 本会は…教育文化、自治会 を追加

(4) 自治会部会は、第5条第1項第1号に関する項目 を追加

第8条 …次に掲げる委員32名以内を… より32名以内を削除

第17条 (7) 地域計画の策定の関する事項 を追加

第19条 (4) 自治会部会は基本協定書の第2条に関する事項 を追加

⋈ (会則に添付した別紙参照)

第21条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ会員に通知し、会員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。 を追加

以下21条～29条⇒22条～31条に変更

第26条 当法人の…事務局を設置することができる⇒第27条 本会の…事務局を置く

(役員報酬)

第28条 本会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする。 を追加

*役員報酬の支給 (金額を含め) の可否については令和3年度内に決定し、次年度総会提案

第4号議案

令和3年度有間野区住民自治協議会委員

(1) 構成団体から選出された委員

・有間野区会2名以内	野呂 芳夫	和田 浩一
・神原組自治会2名	堀内 敦	鈴木 照巳
・有上組自治会2名	上野 吉廣	小林 健三
・有中組自治会2名	友松 重幸	森本 和彦
・有下組自治会2名	高橋 悦生	南 隆幸
・栃川組自治会2名	森本 茂樹	森本 昌宏
・民生児童委員2名	西内 直子	藤岡 智子
・小学校PTA1名	柳瀬 綾華	
・中学校PTA1名	丸山 和輝	
・白楽会2名	上野 吉廣	駒田 和子
・有和会2名	野呂 正巳	廣田 恭次
・消防団3名以内	長井 祐貴	野呂 高志

(2) 委員会から選出された委員

柳瀬 ひとみ 野呂 京子 加藤 秀徳 長井 雅貴

令和3年度 有間野区住民自治協議会役員

会長	野呂 芳夫
副会長	加藤 秀徳 野呂 京子
書記	長井 雅貴
会計	柳瀬 ひとみ
監事	高橋 悦生 森本 茂樹
事務局	廣田 恭次

*役員任期は、令和4年度総会まで

第5号議案

令和3年度 事業計画 (案)

実施日	事業番号	事業名	事業内容
地域振興部会			
7月下旬～8月初旬	1	夏季環境美化運動	各地区での清掃作業等、地域の美化運動
8月14日	2	盆踊り	踊り、夜店、打ち上げ花火
通年	3	3世代交流会、子ども活動支援	グランドゴルフ大会等、世代間交流
秋頃	4	敬老事業	参加者による会食・対象者への記念品贈呈
通年	5	災害対策・防災用品購入	災害防止を目的とした新規・更改用物品購入
環境福祉部会			
通年	6	自楽会活動	総会、奉仕作業、グランドゴルフなど
隔月	7	ふれあいサロン	高齢者対策を主とした健康維持活動
随時	8	花広場活動	花壇へ苗植え付け、及び維持管理
夏・秋	9	有間野公園除草	有和会による有間野公園除草（ササユリ保護）
教育文化部会			
12月下旬	10	門松作成	有和会による門松作成
1月1日	11	元旦駅伝	有和会による親睦駅伝の開催
隔月	12	ぎんなんクラブ活動	原則、隔月開催による料理作りサークル活動
通年	13	卓球同好会	スポーツ推進、体力、健康維持
年末	14	寄せ植え教室	正月を飾る寄せ植え作成
年末	15	クリスマス行事	若年層を対象にミニイベント予定
自治会部会			
3月	16	自治会事業支援	各自治会事業の支援対策
随時	17	防災訓練	多数住民参加による災害対策用訓練
7月	18	浦谷林道除草作業	浦谷林道除草作業による美化・通行安全対策
事務局費			
通年	19	事務局人件費	事務、会計処理の人件費
通年	20	事務費	費用弁償、備品・消耗品購入他

第6号議案

令和3年度 収 支 予 算 書 (案)

収 入

科 目	予算額	収 入 内 容 (名称・相手方・金額詳細など)
前年度繰越金	63,905	令和2年度繰越金
住民自治協議会活動交付金	1,269,000	松阪市より活動交付金
助成金	200,000	社会福祉協議会(130,000円) 有間野区(70,000円)
雑収入	10,000	寄付金・預金利息
収入合計	1,542,905	

支 出

(大分類) 部会名等	予算額	内住民自治協議 会活動交付金額	事業 番号	(小分類)
				事 業 名
地域振興 部会	25,000	25,000	1	夏季環境美化運動
	130,000	76,000	2	盆踊り(ふるさと応援寄付金 21,000円含む)
	25,000	23,000	3	3世代交流会、子ども活動支援
	200,000	200,000	4	敬老事業
	150,000	100,000	5	災害対策・防災用品購入
(小計)	530,000	424,000		
環境福祉 部会	60,000	30,000	6	白楽会活動
	20,000	20,000	7	ふれあいサロン
	30,000	30,000	8	花広場活動
	10,000	10,000	9	有間野公園除草
(小計)	120,000	90,000		
教育文化 部会	10,000		10	門松作成
	20,000		11	元旦駅伝
	20,000	20,000	12	ぎんなんクラブ活動
	15,000	15,000	13	卓球同好会
	20,000	10,000	14	寄せ植え講座
	50,000		15	クリスマス行事
(小計)	135,000	45,000		
自治会部会	100,000	100,000	16	自治会事業支援
	30,000	30,000	17	防災訓練
	30,000		18	浦谷林道除草作業
(小計)	160,000	130,000		
事務局費	480,000	480,000	19	事務局人件費
	100,000	100,000	20	事務費(人件費、事務用品等)
(小計)	580,000	580,000		
その他	17,905			予備費
(小計)	17,905	0		
支出合計	1,542,905	1,269,000		

有間野区住民自治協議会会則 (案)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、有間野区住民自治協議会（以下、「本会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、有間野住民の連帯と責任に基づき、持続的な協働の地域づくりを進め、次の地域社会を形成することを目的とする。

- (1) 地域課題に対応し、心豊かな住みよい地域をつくる。
- (2) 住民一人一人がまちづくりに進んで参画できる活力ある地域をつくる。
- (3) 地域住民が一体となり、まちづくりできるよう情報共有できる地域をつくる。

(地区の範囲・会員)

第 3 条 本会を構成する地区は、有間野地区とする。また、本会の会員は、有間野地区に居住する住民及び有間野地区で事業活動する団体並びに事業所等とする。

(事務所)

第 4 条 本会の事務所は、飯南町有間野「有間野区住民自治協議会会長宅」に置く。

(事業)

第 5 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基本協定書に関する業務
- (2) 住民相互の情報交換並びに交流・親睦をはかる事業
- (3) 地域の環境を保護し、よりよい環境を作るための事業
- (4) 地域住民の健康と福祉の増進を図る事業
- (5) 歴史、伝統継承、生涯学習等の文化事業
- (6) 地域住民のスポーツ振興事業
- (7) 地域計画の策定に関する事業
- (8) 防災、防犯、交通安全に関する情報提供活動及び飯南管内災害対策本部との連携

- (9) 各部会や各種団体の事業に協調し、協力すること
- (10) その他、本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 組織

(組織)

第 6 条 本会は、総会、委員会、役員会、部会等を組織し、これらの組織に基づき、本会の地域計画の策定、管理運営および活動方針を協議決定する。

2. 委員会が特に必要と認めた本会の重要事項を協議・検討するため、別に特別委員会を設けることができる。

(部会の構成)

第 7 条 本会は、地域振興、環境福祉、教育文化、自治会の 4 部会を置き、次の業務をそれぞれ分掌する。

- (1) 地域振興部会は、第 5 条第 1 項第 2 号及び第 8 号に関する事項
- (2) 環境福祉部会は、第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に関する事項
- (3) 教育文化部会は、第 5 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に関する事項
- (4) 自治会部会は、第 5 条第 1 項第 1 号に関する項目

3 章 委員

(構成団体・委員)

第 8 条 本会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 次の構成団体から選出された者
 - ① 有間野区会 2 名以内
 - ② 神原組自治会 2 名以内
 - ③ 有上組自治会 2 名以内
 - ④ 有中組自治会 2 名以内
 - ⑤ 有下組自治会 2 名 以内
 - ⑥ 栃川組自治会 2 名 以内
 - ⑦ 民生児童委員 2 名
 - ⑧ 小学校 PTA 1 名
 - ⑨ 中学校 PTA 1 名
 - ⑩ 白楽会 2 名以内
 - ⑪ 有和会 2 名以内
 - ⑫ 子ども会 1 名

⑬ 消防団 3名以内

但し、諸般の事情により、構成団体及び人数を満たさない場合があるのでこの限りではない

(2) 本会の目的を達成するために必要と委員会が認めた個人（ボランティア活動者など）及び地域づくり団体から選出された者

(任期)

第9条 委員の任期は、総会から2年とし、再任を妨げない。任期の途中で欠員補充または、増員により新たに選出された委員は、その任期を他の委員の残任期間とし、直近の総会で報告する。

(任務)

第10条 委員はいずれかの部会に所属し、部会活動に参画するほか、本会の地域計画の策定、運営方針の決定、役員の選任及び運営方針に基づくコミュニティ活動に参画する。

第4章 役員

(役員)

第11条 本会には、次の役員を置く

会長 1名	会計 1名
副会長 2名	
書記 1名	監事 2名

(選任)

第12条 役員の選任は、次のとおりとする。

会長、副会長、書記、会計および監事は、委員の中から前期委員会で選出し、総会において報告、承認を受ける。

(任期、欠員補充)

第13条 役員の任期は、総会から2年とし、再任を妨げない。

2. 任期の途中で役員に欠員が生じたときは、委員会において速やかに選出し、直近の総会で承認を受ける。この場合、後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第14条 役員の任務はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐して会の運営にあたり会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の会議の記録等の事務的な任にあたる。
- (4) 会計は、本会の運営および活動にともなう経理の任にあたる。
- (5) 監事は、本会全般の監査の任にあたる。なお、他の役員の兼任はできない。

第 5 章 会議

(会議の種類)

第 15 条 会議は、総会、委員会、役員会、部会とする。

(総会)

第 16 条 定期総会は、毎年 1 回開催し、本会の運営に関する基本方針を決定する。

2. 臨時総会は、委員会が必要と認めたときに開催する。また、有間野区の定めた戸数の 3 分の 1 以上の要求があるときは開催しなければならない。
3. 総会は、次の事項を付議し、議決または、承認する。
 - (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 役員の承認
 - (4) 会則の改廃
 - (5) 委員会が特に重要と認めて提案する事項
 - (6) 地域計画の策定に関する事項
4. 総会は有間野区の定めた戸数により構成する。
5. 総会は、会長が招集する。
6. 総会の議長は、出席者より選出するものとする。

(委員会)

第 17 条 委員会は、第 8 条で選出された委員をもって構成する。

2. 委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、委員の過半数の要求があるときは、会長は速やかに委員会を開催しなければならない。
3. 委員会は、次の事項を決定する。
 - (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 特別委員会の設置
 - (4) 会則改廃案および諸規則の制定、改廃

- (5) 本会の運営に関する重要事項
- (6) 特に重要と認めて総会に提案する事項
- (7) 地域計画の策定に関する事項

(役員会)

第 18 条 役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成する。

- 2. 役員会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし、役員の過半数の要求があるときは、会長は速やかに役員会を開催しなければならない。
- 3. 役員会は次の事項を決定する。
 - (1) 事業報告および決算
 - (2) 事業計画および予算
 - (3) 特別委員会の設置
 - (4) 会則改廃案および諸規定の改廃
 - (5) 本会の運営に関する重要事項
 - (6) 特に重要と認めて委員会、総会に提案する事項

(部会)

第 19 条 部会は、第 8 条で定めた委員で構成し、部会長が必要と認めたときに開催し次の事項を決定する。

- (1) 部会の事業計画および予算
- (2) 部会の実績報告および決算
- (3) 部会活動に必要な事項
- (4) 委員会に提案する事項
- (5) 自治会部会は基本協定書の第 2 条に関する事項

(会議の議決)

第 20 条 会議のうち総会は、有間野区の定めた戸数の 3 分の 1 以上、その他の会議は、当該会議に所属する委員の半数以上の出席を得て成立し、出席者の過半数の承認をもって議決する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。なお、委任状をもって出席に変えることができる。

第 21 条 会長は、やむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ会員に通知し、会員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(会議録等の作成)

第 22 条 すべての会議の議事を記録するため、次の事項を記載した議事録を作成し、保

存しなければならない。

- (1) 会議開催の日時および場所
- (2) 委員の出席者または出席者数
- (3) 付議事項の可否結果
- (4) 議事の経過概要

第 6 章 会計

(収入)

第 23 条 本会の経費は、市補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(予算)

第 24 条 本会の収支予算は、総会の議決を経るものとし、緊急やむを得ない場合は委員会の了承を得て、流用することができるものとする。

(決算)

第 25 条 本会の収支決算は、毎年の会計年度決算後、監事の意見を付し、総会の承認を受けるものとする。

(会計年度)

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 27 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- (1) 事務局には、事務職員を置くことができる。
- (2) 事務職員は、会長が役員会の承認を得て任免する。

第 8 章 補 則

(役員報酬)

第 28 条 本会は、役員に対して報酬等を支給することができる。報酬等の額については別に定めるものとする

(費用弁償)

第 29 条 役員会が認めた委員および会員の対外活動に伴う費用弁償として 1 回 2, 000 円を支給し、松阪管内以外の活動は実費費用弁償を支払うものとする。

(会則の改廃)

第 30 条 本会の会則の改廃は、総会出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

(規則の制定および改廃)

第 31 条 本会運営に関する諸規則は、委員会の議決を得て、制定または改廃することができる。ただし、直近の総会において報告しなければならない。

付則

- 1 この会則は、平成 20 年 6 月 1 日より施行する。
- 2 この会則は、平成 22 年 5 月 30 日より施行する。
- 3 この会則は、平成 23 年 5 月 29 日より施行する。
- 4 この会則は、平成 24 年 6 月 9 日より施行する。
- 5 この会則は、平成 28 年 5 月 15 日より施行する。
- 6 この会則は、令和 3 年 5 月 23 日より施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。